

中部運輸局自動車交通部

平成29年4月18日 14:00発表

連絡先
国土交通省中部運輸局自動車交通部
自動車監査官 中山、伊藤、水谷
TEL 052-952-8038

名義貸し行為を行ったトラック 事業者を事業停止処分

愛知運輸支局が平成28年6月27日及び平成28年6月29日に一般監査を実施した結果、貨物自動車運送事業法に違反する事実が確認されたことから、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき下記のとおり事業の停止及び事業用自動車の使用停止処分を行ないましたのでお知らせします。

記

- 行政処分事業者及び営業所
事業者名：宮浦運輸 有限会社（代表取締役 箆島 亨次）
住 所：愛知県安城市城ヶ入町向山93
営 業 所：西尾営業所（愛知県西尾市米津町八百目82番地3）
- 行政処分書の交付日時及び場所
平成29年4月18日（火） 午前10時
中部運輸局 愛知運輸支局（支局長 河合 基晴）
愛知県名古屋市中川区北江町1丁目1番地の2
- 行政処分内容
 - ・30日間の事業停止
 - ・上記事業停止期間終了日翌日より事業用自動車の使用停止（2両×30日間）
- 監査実施の端緒
法令違反が疑われる情報が当局に寄せられ、その内容が輸送の安全にかかるものであったため、その事実を確認すべく監査を実施したものの。
- 違反内容及び違反条項
 - ① 一般貨物自動車運送事業の名義を他人に一般貨物自動車運送事業のため利用させていた。
（貨物自動車運送事業法第27条第1項）

② 運転者の勤務時間及び乗務時間について国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(貨物自動車運送事業法第17条第1項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

③ 事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する指導及び監督が不適切であった

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

④ 国土交通省告示で定める特定の運転者(初任運転者)に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について、特別な指導が不適切であった。

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

⑤ 特定の運転者(初任運転者)に対する運転適性診断(初任診断)を実施していなかった。

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)

⑥ 運行管理者の研修を受講させていなかった。

(貨物自動車運送事業法第17条第4項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)

6 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 36点

当該事業者が付された累積違反点数 36点